

別表第2(第6条関係)

紋別市森林公園体育センター

使用区分				時間区分				
				午前	午後	夜間		
				9時から12時まで	1時から5時まで	6時から9時まで		
専用	競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	幼児、児童及び生徒	円 1,100	円 2,200	円 2,900	
			入場料を徴収する場合	学生及び一般	1,300	2,900	3,600	
		入場料を徴収する場合	幼児、児童及び生徒	2,200	4,400	5,100		
			学生及び一般	2,900	5,800	7,400		
		その他の催し物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	11,200	22,400	26,900	
			入場料を徴収する場合	営利を目的とする場合	22,400	44,900	53,900	
	入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	14,800	31,400	38,100			
		営利を目的とする場合	44,900	89,800	105,500			
	個人	1人1回につき			児童及び生徒(高校生を除く)	30	30	30
					高校生	50	50	50
学生及び一般					70	70	70	
暖房費				1 アマチュアスポーツの場合 基本料金の20% 2 その他の場合 基本料金の40%				
定期券 3ヶ月通用				1 児童及び生徒 600円 2 高校生 1,000円 3 学生及び一般 1,400円				

備考

- 午前と午後または午後と夜間をとおして使用する場合の使用料はそれぞれの区分の使用料を合算した額とする。
- 土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日に競技場を専用使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用(電気料等)を実費として徴収する。
- 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 11月1日から翌年4月末日までの期間に専用使用するときは、暖房料を使用料に加算する。ただし、期間外において暖房を使用する場合も同様とする。
- 入場料等とは、入場料、会費、賛助金、寄附金、その他名目のいかんをとわず体育館に入場する者から使用者が徴収する金銭並びに使用者が発行する入場券、整理券、その他これに類するものをいう。
- 市内の小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の土曜日の個人使用料は、無料とする。
- 次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 幼児 義務教育を受ける前の者
 - 児童 小学生
 - 生徒 中学生及び高校生
 - 学生 短大生及び大学生
 - 一般 前各号に掲げる以外の者
 - これらに準ずる者 学校教育法第18条の規定により、就学義務が免除又は猶予されている者、高等専修学校の生徒など